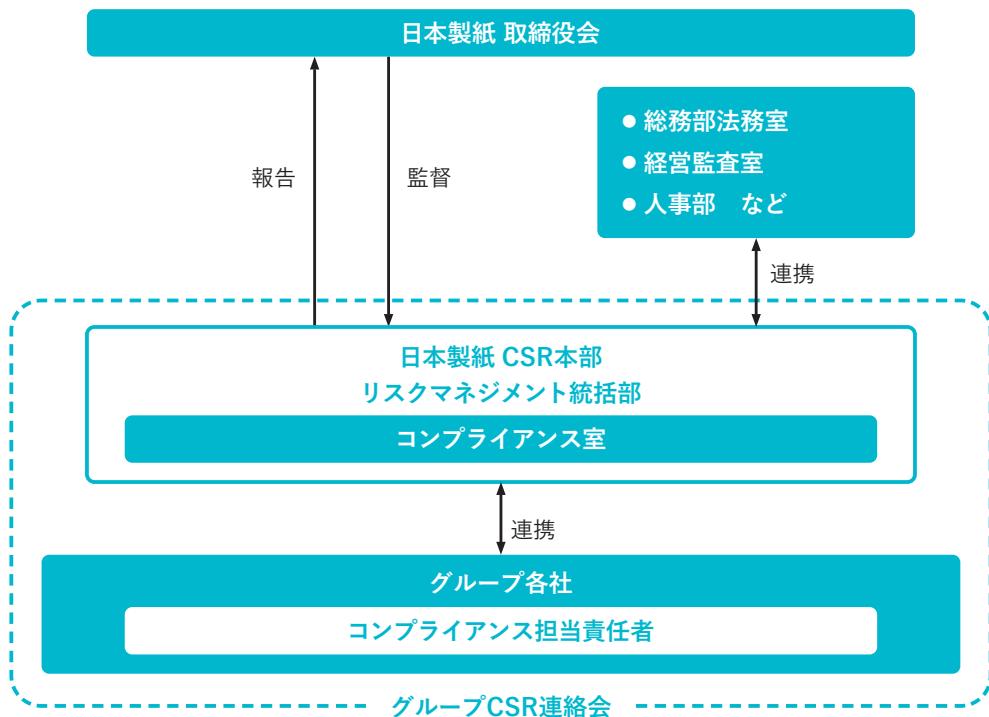


コンプライアンス

- 》 コーポレートガバナンス基本方針（→P.73）
- 》 日本製紙グループ行動憲章、日本製紙（株）行動規範（→P.80）

- 日本製紙グループのコンプライアンスは、「日本製紙グループ行動憲章」に基づき、「法令だけでなく、良識、常識、慣習など『社会規範』を含めた社会一般から求められる『ルール』に準拠し、社会からの期待・信頼に応えること」と位置付けています。
- 当社はコンプライアンス室を設置し、継続的に当社グループ従業員のコンプライアンス意識を喚起する活動を行っています。
- 当社だけでなく、グループ各社も行動規範をそれぞれ定めています。

推進体制



具体的な取り組み

— 個人情報の保護

- 当社は個人情報保護法の趣旨に基づき、各部門が保有する個人情報の入手時期や使用目的などを管理台帳にまとめて把握・管理しています。
- 個人情報台帳は、年1回、総点検することにより、適切な管理を継続して行っています。

→ 日本製紙 個人情報保護に関する基本方針：
<https://www.nipponpapergroup.com/terms/>

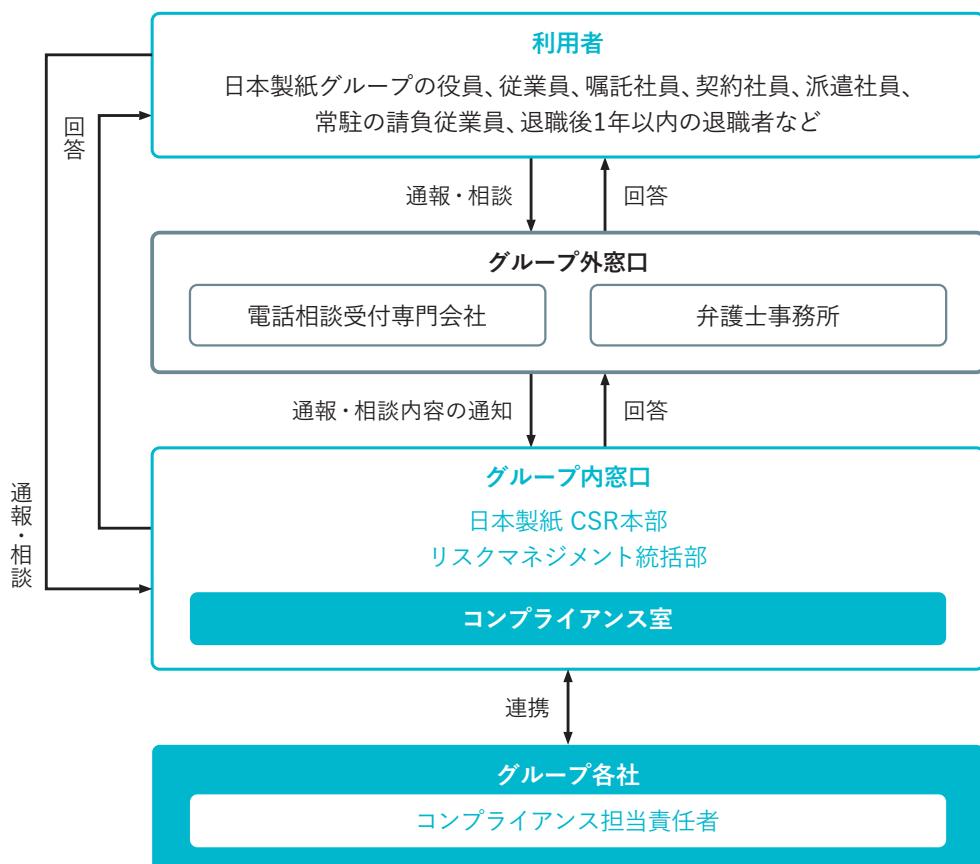
— 知的財産権の保護

当社グループは知的財産権を尊重し、関係法令の順守を徹底しています。

■ 内部通報制度「日本製紙グループヘルpline」

- 当社は、法令違反、または企業倫理上、職場で問題になりそうな行為を直接通報・相談できる「日本製紙グループヘルpline」を設け、対象者に定期的に周知しています。
- 相談窓口の周知のため、コンプライアンスカードを全グループ従業員と請負業者等に配布し、電話、Eメール、手紙など複数の経路で、幅広く相談や通報を受け付けています。
- 「日本製紙グループヘルpline」は、プライバシーの保護のもと、匿名でも利用できます。
- 「日本製紙グループヘルpline」の運用について定める「日本製紙グループヘルpline規則」は、2022年6月施行の改正公益通報者保護法に対応しています。
- 運用状況は、当社の取締役会のほか、四半期ごとに監査役および経営執行会議に報告しています。
- 利用対象外の第三者からの意見等は、日本製紙グループウェブサイト「お問い合わせ」を通じて受け付け、当社コンプライアンス室をはじめ関係部門で適切に対応しています。

→ 日本製紙グループウェブサイト「お問い合わせ」:
<https://www.nipponpapergroup.com/inquire/>



「日本製紙グループヘルpline」通報受付件数

2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
32件	33件	46件	39件	43件

- 2021年度に最も件数の多かったハラスメントについて防止を強化するため、2021年度下期より当社工場の管理監督職を主な対象としたハラスメント研修を展開しています。

■ 腐敗防止

- 当社グループは、企業グループ理念を実現するために、社員が重視する価値のひとつに「Fairness」を掲げています。
- 「日本製紙グループ行動憲章」では、「国内・海外を問わず、法令及びその精神を遵守するとともに、高い倫理観と社会的良識を持って行動する」と定めています。
- 当社は、「日本製紙(株)行動規範」において、「公正・透明・自由な企業活動」を具体的に定めています。
- 当社グループでは、計画的に実施しているコンプライアンス研修において、事業活動を行う国内外の現地行政や公務員との不適切な関係や、営業または購買活動における顧客や取引先等との不適切な利益の授受を行わないことを、当社グループ従業員に対して教育するとともに、疑いのある事例が発生すれば是正の取り組みを行っています。
- 2021年度における腐敗事例、腐敗に関連した訴訟および反競争的行為・反トラスト・独占的慣行により受けた法的措置はありませんでした。

→ 日本製紙グループ 公務員に対する贈賄防止基本方針：
https://www.nipponpapergroup.com/ir/governance/bribery_prevention/index.html

→ 日本製紙グループ 競争法遵守基本方針：
https://www.nipponpapergroup.com/ir/governance/competition_laws/index.html

■ コンプライアンス教育

- 当社グループでは、計画的にコンプライアンス研修を実施しています。
- コンプライアンス教育は当社・グループ会社の役員研修や新任管理職研修、新入社員研修などでも行っています。

教育実績（2021年度）

分類	テーマ・内容	開催回数	受講人数
コンプライアンス	・コンプライアンスとは ^{※1} ・ハラスメント関連	年1回 計22回	約5,300人 ^{※2} 計約820人
法務 ^{※1}	・インサイダー取引防止 ・反社会的勢力の排除 ・個人情報保護 ・契約書の作成と保管 ・反贈賄／競争法遵守 ・法務リスクへの感度を上げよう	半年ごと1講座ずつ 順番に開講	計5,494人 ^{※2}
知的財産権	・特許の基礎知識等	計19回	計1,324人
情報セキュリティ ^{※1}	・情報漏えい事故の防止等	年1回	約6,600人 ^{※3}

※1 e-ラーニングで実施

※2 日本製紙のみ対象

※3 協力会社等を含む